

令和3年度入札契約制度改正について

令和3年3月
総務課 総務係

安芸太田町では「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」を踏まえ、公正な競争の促進、適正な施工の確保を一層推進するため、令和3年度において次のとおり制度改正を行います。

1 測量・建設コンサルタント業務等の入札における最低制限価格の設定

(1) 対象業務

- ①測量業務
- ②建築関係建設コンサルタント業務
- ③土木関係建設コンサルタント業務
- ④地質調査業務
- ⑤補償関係コンサルタント業務

(2) 最低制限価格の算出方法

予定価格の4分の3

※適用期間：令和3年4月1日以降に指名または公告を行うものから実施